

柔道整復師集団指導要点と注意点

「医師の投薬期間中の整復医療は保険扱い不可」の誤解の注意

医師は「療養の給付」(保険医療)で整復師は「療養費」(非保険医療)の誤用乱用の失当

患者が「医師から湿布薬50枚投与の場合、50日間整復師の保険取り扱い不可。」指導。

指導の疑問点「並行診療・ハシゴ診療と転医の混同注意」

並行診療・ハシゴ診療の非保険扱いは医師とおしても不可。

「転医」の場合は「医師から医師」、「医師から整復師」いずれも可。

患者の医療選択の自由に基づく注意で並行診療・ハシゴ診療は「保険診療の乱用」  
として不可とされ、「転医」は患者の医療選択の自由として認められる。

保険診療の対象要件は「療養の給付」対「療養費」の差異ではなく、並行診療・ハシゴ診療か転医かの違いの注意。

整復師選択の転医は保険対象となる。

整復医療選択が「転医」か「並行診療ハシゴ診療」かの注意を無視して「50枚湿布期間中50日間整復医療保険取り扱い不可」の論は、患者を医師の私物と化し整復師医療選択の自由を無視する失当となる。あたかも医師が診断書記載期間中は「患者を医師のもの」と化す誤りと同じである。

備考

患者の医療選択の留意で「並行受診・ハシゴ診療」対「転医」の混同注意。